

9 鉱区税に関する事項

区 分		総 鉱 区		左のうち非課税鉱区		課 税 対 象 鉱 区		調定額
		件 数	面積又は延長	件 数	面積又は延長	件 数	面積又は延長	
試掘 鉱区	石油又は天然ガス鉱区	23	百アール 7,725		百アール	23	百アール 7,727	千円 804
	そ の 他	4	133			7	207	34
採掘 鉱区	石油又は天然ガス鉱区	1	220			1	220	59
	そ の 他	51	7,473			52	7,727	3,029
砂 鉱区	法附則第13条の規定 の適用を受ける鉱区		千メートル		千メートル		千メートル	
	法第180条第1項 第2号に規定する鉱区	7	百アール 388	5	百アール 59	2	百アール 330	66
合 計		86	—	5	—	85	—	3,992

- (注) 1 「総鉱区」及び「非課税鉱区」欄は平成30年3月末日現在のものについて記載しており、「課税対象鉱区」欄は平成29年度において課税したものを記載している。
- 2 「総鉱区」及び「非課税鉱区」欄の面積又は延長は、実数を積み上げた後、百アール又は千メートル未満の端数があるときはこれを四捨五入しており、「課税対象鉱区」欄の面積又は延長は、鉱区1件ごとに百アール又は千メートル未満の端数を切り上げた後、積み上げたものを記載している。

10 固定資産税に関する事項

(単位：件，千円)

件 数	不均一課税対象外の 課 税 標 準 額 (A)	左 の 税 額 (A) × 1.4 / 100 (B)	不均一課税対象 課 税 標 準 額 (C)	左 の 税 額 (D)	計 (B)+(D)
—	—	—	—	—	—